

第113号議案

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年足立区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「28円35銭」を「30円73銭」に、「58万6,905円」を「60万9,690円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。